

払戻金制度に関する事項

求職者の事由により雇入れ日より 90 日以内に退職した場合は、紹介料の一部を返還するものとする。返還する金額の算定は下記に定める勤続日数により決定する。

勤続月数	返還する紹介料の割合
紹介日（雇入日）より 7 日未満	100%
紹介日（雇入日）より 30 日未満	50%
紹介日（雇入日）より 60 日未満	30%
紹介日（雇入日）より 90 日未満	20%

また、払戻金制度は有料職業紹介契約書により、別の定めをする場合がございます。

株式会社ヨウコースタッフ

許可番号 13-ユ-050127